

使用貸借契約書

貸主 東茨城郡城里町（以下「甲」という。）と借主 水戸市笠原町136番地1株式会社フットボールクラブ水戸ホーリーホック（以下「乙」という。）とは、次の条項により城里町七会町民センターの使用貸借契約を締結する。

（貸借物件）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「貸借物件」という。）を乙に無償で貸し付けし、乙は、これを借り受けるものとする。

建物（付帯設備を含む。）	設備及び備品
建物の所在地	東茨城郡城里町小勝2268番地の3
建物の名称	城里町七会町民センター
構造	鉄筋コンクリート
使用面積	総延床面積2,758m ² 中747.49m ²
	プレスルーム、フロントアカデミー室1・2、配膳室、ミーティングルーム、応接室兼社長室、会議スペース、メディカルベース、トップチーム選手ラウンジ、監督室、トップチームスタッフ室、トップチーム更衣室・浴室等

（用途）

第2条 乙は、貸借物件をクラブハウスとして使用し、その他の用途には使用しないものとする。

（契約期間等）

第3条 使用貸借の期間は、平成30年2月1日から平成40年1月31日までとする。

（光熱水費等の負担金）

第4条 乙は、貸借物件に係る光熱水費については、実費相当額を別途負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する負担金を、甲の請求に基づき、甲が指定する日までに支払うものとする。

（譲渡及び転貸の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は貸借物件を転貸してはならない。

（貸借物件の現状の変更）

第6条 貸借物件の現状を変更しようとするときは、乙は、あらかじめ甲の承認を受けなければならぬ。

（住所等の変更通知）

第7条 乙は、名称又は所在地を変更したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

（滅失等の通知）

第8条 乙は、貸借物件が災害その他の事故により滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を甲に通知し、その指示を受けなければならない。

（契約の解除）

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 貸借物件をその目的に従って使用しないとき。
- (2) 第5条の規定に違反したとき。
- (3) 貸借物件の管理が良好でないとき。
- (4) その他この契約の条項に違反したとき。

(返還等)

第10条 乙は、貸借期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除されたときは、甲の指示に従い、乙の費用をもって貸借物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、貸借物件を現状において返還することを甲が承諾した場合は、この限りでない。

2 貸借物件の返還に際しては、乙はいかなる名目であっても甲に対してその補償を請求することができない。

(信義則)

第11条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年1月30日

甲 東茨城郡城里町石塚 1428-25

城里町長

上遠野修

印

乙 水戸市笠原町 136 番地 1

株式会社フットボールクラブ水戸ホーリー
代表取締役社長 清田邦郎

